

令和2年度 第1回

神戸市都市計画審議会

議案

(計画書)

令和2年8月4日(火)

神戸市都市計画審議会

# 目 次

第1号議案	産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (西区神出町東)	..... 1
-------	---------------------------------	---------

第1号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（西区神出町東）

計 画 書

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	西区神出町東	約 0.9 ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設概要</li> <li><b>新設</b></li> <li>[施設の種類]</li> <li>廃プラスチック類、木くずの破 砕施設</li> <li>(処理能力：144.5t/日&lt;廃プラスチック類&gt; 206.1t/日&lt;木くず&gt;)</li> <li>[処理を行う廃棄物の種類]</li> <li>廃プラスチック類、木くず、 紙くず、繊維くず、金属くず</li> <li><b>移設</b></li> <li>[施設の種類]</li> <li>廃プラスチック類の破砕施設</li> <li>(処理能力：17.4t/日)</li> <li>[処理を行う廃棄物の種類]</li> <li>廃プラスチック類、紙くず、 繊維くず</li> <li>・事業者</li> <li>株式会社環境保全センター</li> </ul>

理 由

当施設は、これまでの破砕機では破砕できず重機で破砕していた、大型の産業廃棄物を破砕処理することで、より選別しやすくし、リサイクルにつなげるために設置するものである。

当敷地は、市街化調整区域に位置するが、既に都市計画審議会において認められた産業廃棄物処理施設の事業区域内に、新たな施設を設置するとともに既存施設を移設するものであり、都市計画上支障がないと認められる。

（参考）建築基準法関係条文抜粋

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合）にあっては、当該市町村都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。